平成２８年（フ）第３５８号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保912番地15
債務者　髙橋　節子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５９号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保912番地15
債務者　髙橋　将一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始中更正

平成２８年（フ）第１７６号
神奈川県小田原市久野25番地の１奥津貸家Ｃ号棟
破産者　金澤　　武
1　主文　当裁判所が平成28年５月11日午後１時になした破産手続開始決定中、財産状況報告集会・計算報告・廃止意見聴取・免責審尋の各期日を平成28年９月５日午前10時30分と更正する。
2　決定年月日　平成28年８月１日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０５８号
千葉市美浜区真砂３丁目13番１棟307号
破産者　三村琳妥こと　ミムラ　リンダ　モンタルバ
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１４号
千葉県市川市北方町４丁目1881番地３
破産者　山口　剛史
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１５号
千葉県市川市北方町４丁目1881番地３、商業登記簿上の本店所在地千葉県野田市七光台393番地18
破産者　有限会社山口スリッター
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1520番地６
破産者　有限会社キャリエール
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８１号
千葉県船橋市宮本８丁目８番１―305号
破産者　藤澤　誠一
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９４号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地17　エステ・シティ海浜幕張５―804号
破産者　羽生　芳成
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２５号
千葉市花見川区長作町1302番地の７
破産者　有限会社長武トレーディング
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２６号
千葉市花見川区長作町1302番地７
破産者　藤代　早苗
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７０号
千葉市緑区東山科町９番地32
破産者　遠山　明実（旧姓鎌田）
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７９号
千葉県船橋市三山９丁目30番５号
破産者　中村　明義
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６５号
さいたま市中央区上落合２丁目３番２号
破産者　プらスル株式会社
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
千葉市稲毛区稲毛町４丁目372番地４　ふるさと稲毛３号棟214号
破産者　村上　正男
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５３号
千葉県市川市北方３丁目７番５―327号（ガーデンヒルズ中山）
破産者　木村　修一
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７７号
千葉県市川市北方町４丁目2015番地14
破産者　山之上満久
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２号
大阪府泉佐野市鶴原330番地の15
破産者　豊栄工業株式会社
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
大阪府和泉市万町97―１
破産者　有限会社ケイズワールド
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
大阪府泉大津市東雲町１番19号
破産者　株式会社最上
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係